

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16農 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 学府及び学部置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 運営委員会に委員長を置き、学府長又は学部長をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>6 運営委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>7 運営委員会において委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。</p> <p>8 運営委員会は、別に定めがある場合を除き、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>9 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>10 その他運営委員会については必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 学府及び学部置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>1～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 運営委員会に委員長を置き、学府長又は学部長をもって充てる。</p> <p>5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>6 <u>議長に事故があるときは、あらかじめ農学府長又は農学部長が指名した学府副府長又は農学部隔部部長が議長となる。</u></p> <p>7 運営委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>8 運営委員会において委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。</p> <p>9 運営委員会は、別に定めがある場合を除き、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>10 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>11 その他運営委員会については必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条～10条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。